

令和7・8年度適用 大仙市契約事業者資格審査申請要領

令和6年10月28日
大仙市総務部契約検査課

令和7・8年度における、大仙市が発注する次のいずれかの競争入札（見積）又は競争性のない限定的な契約について事業者登録を希望する方は、次により大仙市契約事業者格審査申請するようお願いいたします。

なお、今回は申請区分（登録を希望する工種）により、申請期間が異なりますので登録を希望する工種等を確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

1. 申請区分

大仙市契約業者資格審査申請

- 大仙市入札参加資格審査申請（入札への参加を希望する者）
- 契約希望資格審査申請（入札への参加を希望しない者）

大仙市入札参加資格審査申請

1. 建設工事
2. 建設コンサルタント業務等
3. 物品調達
4. 役務の提供
5. 小規模修繕業者登録（ただし、建設工事との重複申請はできません。）

契約希望資格審査申請（入札参加を希望しない限定的な契約希望資格）

1. 限定的な契約を希望する者

2. 申請に必要な資格要件

（1）共通事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 申請者（申請者の役員及び委任を受けた者を含む）または申請者の経営に事実上関与している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でないこと。
- ③ 納めるべき諸税に滞納がないこと。

- ④ 健康保険、厚生年金及び雇用保険（以下「社会保険等」と総称する。）に加入し、かつ、これらの保険料に滞納がないこと（適用除外事業所又は加入義務がない事業所を除く）。
- ⑤ 直前の２営業年度内において申請区分に係る実績高があること。

（２）申請区分別

①建設工事

- ・申請業種について、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていること。
- ・申請業種について、建設業法第２７条の２第１項の規定による総合評定値の通知を受けていること。

②建設コンサルタント業務等

- ・申請する業務毎に法令等に基づく登録を受けていること。

（ア）測量業務

測量法第５５条第１項の規定による登録

（イ）土木関係建設コンサルタント業務

申請部門について、建設コンサルタント登録規程第２条第１項の規定による登録

（ウ）建築関係建設コンサルタント業務

建築士法第２３条第１項の規定による登録

（エ）補償コンサルタント業務

申請部門について、補償コンサルタント登録規程第２条第１項の規定による登録

（オ）地質調査業務

地質調査業者登録規程２条第１項の規定による登録

（カ）環境調査業務

騒音、振動、大気又は水質調査部門を申請する場合にあっては計量法第１０７条の規定による登録

③役務の提供

- ・申請業種について、過去２年間に官公庁や民間で履行実績を有すること。

④小規模修繕業者登録

- ・市内に主たる事業所を置く法人又は市内に住所のある個人であること。

⑤契約希望資格審査申請

- ・市内、市外を問わず、入札を希望しないが市との契約を希望する者。

３．申請の方法

- （１）申請は原則として株式会社グラファーが提供する「Graffer スマート申請」を利用したオンライン申請となります。

インターネットにつながるパソコン、スマートフォン、又はタブレット等

により、申し込みフォームから申請してください。詳細は、大仙市のホームページをご覧ください。ただし、大仙市内に本社がある事業所もしくは市内に住所のある個人事業主については、オンラインによる申請が困難な場合には必要書類を添えて来庁いただければ申請を受付することが可能です。

- (2) 提出書類については、原則としてオンライン申請の際に PDF 形式などデータファイルの添付による提出に限るものとします。ファイル容量の制限等によりファイルの添付が出来ず、やむを得ず郵送による提出を希望する場合は下記お問い合わせ先にご連絡ください。
- (3) 提出された書類に不足がある場合など、後日、追加で資料の提出を求める場合がありますのでご協力をお願いします。
- (4) 受付票については、オンライン申請後に「申請受け付けのお知らせ」が自動的にメール送信されますので適宜印刷をお願いいたします。「申請受け付けのお知らせ」が届かない場合にはオンライン申請が完了していない場合があります。なお、電話又は郵送による受付票の発行には対応出来かねる場合があります。
- (5) 申請後に申請内容及び申請書類の確認を致します。内容等に不備がない場合には「登録完了」に関するメールを送信いたします。

4. 受付期間及び注意事項

(1) 受付期間

令和6年10月28日(月)から令和7年2月14日(金)まで

(2) 注意事項

- (ア) 申請は上記期間内であれば、土曜、日曜及び祝日を含め、24時間申請が可能です。ただし、アクセスが集中する等により繋がりにくい場合やシステムのメンテナンス等により申請できない場合もありますので、受付期間の早い時期に申請をお願いします。
- (イ) 受付期間終了後も申請システムでは随時(追加・変更を含む)受付します。随時受付は令和7年5月頃に開始予定としており、名簿への登載は新年度(令和7年6月)以降となります。
- (ウ) 建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札については、秋田県電子入札システムの共同利用方式による電子入札を導入しております。当該区分の入札に参加するためには、大仙市の入札参加資格のほか、秋田県の入札参加有資格者名簿に登載され、秋田県電子入札システムへの利用者登録が必要です。
- (エ) 建設工事については、定期年の受付のほか、秋田県の間年申請に応じて変更申請の受付を致します。
- (オ) 建設コンサルタント業務等については、定期年の受付のほか、秋田県の追加審査に応じて申請の受付を致します。

5. 申請書類

申請書類は別表に記載しておりますので、様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。申請区分毎に必要な書類が異なりますのでご確認ください。

6. 入札参加資格の有効期間等

資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者については、大仙市入札参加有資格者名簿に登載し、それ以外の者については、大仙市契約業者資格審査名簿に登載されます。

令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査名簿の有効期間が令和6年4月30日迄であるため、令和7・8年度適用大仙市契約業者資格審査名簿の有効期間は、**令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間**となります。

ただし、令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査名簿に登載されていない新規登録の方で、令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査名簿への登載を希望しない場合は、**令和7年4月1日から令和9年4月30日まで**となります。

資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者については、ホームページにおいて名簿を公表します。

7. 変更等の届出

申請後に、次に掲げる事項に変更が生じた場合は入札参加有資格者名簿の記載内容を変更する必要がありますので、必要な届出をしてください。なお、変更に関する手続きについても株式会社グラファーが提供する「Graffer スマート申請」を利用したオンライン申請となります。変更届出の一例は以下のとおりとなります。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者の氏名
- (3) 住所又は所在地
- (4) 電話番号

8. 問い合わせ先

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市役所 総務部契約検査課

TEL：0187-63-1111（代表）

内線269、271

FAX：0187-63-0040